

# 下水道情報

## ★上水道以外の水(井戸水等)を使用されている方、 もしくは今後予定されている方へ

現在、下水道へ排出される水に水道水以外(井戸水等)を使用されている場合、下記の方法で下水道使用量を算定しています。

今後、家庭での使用水の形態が変わる場合や、井戸水等専用メーターを設置される場合は担当課までお問い合わせください。

### 1. 水道水以外(井戸水等)のみを使用

- ・井戸水等専用メーターを設置し、下水道使用量とする。  
(メーター器は下水業務課にて貸与・設置工事は使用者負担)
- ・井戸水等専用メーターを設置していない場合は、1使用月(2カ月)で、1人当たり15m<sup>3</sup>使用したのものと下水道使用量を認定する(認定汚水量)。(世帯人数×15m<sup>3</sup>)

### 2. 水道水と水道水以外(井戸水等)を併用して使用

- ・井戸水等専用メーターを設置し、水道水使用量に加算したものを下水道使用量とする。  
(メーター器は下水業務課にて貸与・設置工事は使用者負担)
- ・井戸水等専用メーターを設置していない場合は、水道水使用量と、井戸水等の認定汚水量とを比較し、多い方を下水道使用量とする。

※メーターを設置せず、汚水量認定の方法で算定されている方は、世帯人数に変更があった場合、速やかに担当課まで申告してください。

問い合わせ先……北勢庁舎 下水業務課 ☎72-3515 FAX72-2260

## 8月1日(月)は 固定資産税第2期の納期限です

お忘れのないように納めてください。

問い合わせ先……員弁庁舎 納税課 ☎74-5803 FAX74-5800